

多可町森林・林業ビジョン策定業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、多可町森林・林業ビジョン策定に係る業務委託について、公募型プロポーザル方式により、受託候補者（最優秀提案者）の選定を行うため、次のとおり実施する。

なお、ビジョン策定にあたっては、昨年度多可町において作成した「多可町森林・林業ビジョン素案」の内容を熟知し、今後の基本方針や基本施策について、素案を踏まえ、より専門的で、新規性、独創性がある内容のものを求める。

2. 業務の内容

- (1) 業務名 多可町森林・林業ビジョン策定業務
- (2) 業務内容 別紙「多可町森林・林業ビジョン策定業務特記仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和3年3月10日まで
- (4) 委託料上限額 3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 所管課 多可町役場産業振興課

4. 参加表明書等の提出

〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町123
多可町役場産業振興課
電話 0795 (32) 2388 Fax 0795 (32) 4778
メールアドレス sangyo@town.taka.lg.jp

5. 参加資格

本業務のプロポーザルへの参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、町がその資格を認めた者とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 多可町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。

(7) 平成26年度以降地方公共団体の森林林業ビジョン策定業務等の受託実績があること。但し、令和2年3月31日までに完了した業務に限る。

6. 実施スケジュール

項目	日 程	備 考
1 募集開始	令和2年6月17日(水)	ホームページに掲載
2 参加表明書の受付	令和2年6月17日(水)～ 令和2年6月29日(月) 午後5時00分まで	電子メールで受付 (参加表明書の送信連絡を電話すること)
3 質問書の受付	令和2年6月17日(水)～ 令和2年6月23日(火) 午後3時00分まで	電子メールで受付 (質問書の送信連絡を電話すること)
4 質問への回答	令和2年6月25日(木)	電子メールで回答
5 企画提案書等の受付	令和2年6月30日(火)～ 令和2年7月13日(月) 午後5時00分まで	持参又は郵送 (郵送の場合、提出期限内必着)
6 第1次審査	令和2年7月15日(水)	
7 第1次審査の結果通知・公表	令和2年7月16日(木)	電子メールにて通知
8 第2次審査プレゼンテーション及び質疑応答	令和2年7月21日(火)	
9 結果通知、結果公表	令和2年7月22日(水)予定	電子メール及び文書で通知
10 契約(予定)	令和2年7月27日(月)	

*募集状況によっては、第1次審査日を省略し、第2次審査日に第1次、第2次審査の評価項目を審査する場合がある。

7. 実施要領等の入手方法

実施要領、参加表明書、企画提案書等の様式は多可町ホームページで公表する。

多可町ホームページ <https://www.town.taka.lg.jp/>

掲載日 令和2年6月17日(水)

8. 参加表明書の提出

本業務のプロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書(様式1)を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書(様式1) 必要事項記入し社印を押印したPDFファイル
- (2) 提出期限 令和2年6月17日(水)～令和2年6月29日(月)

午後 5 時 00 分まで（閉序日を除く。）

- (3) 提出方法 電子メールで受付(参加表明書の送信連絡を電話ですること)
(4) 提出先 電子メール（ sangyo@town.taka.lg.jp ）へ送信すること。

9. 質問の受付及び回答

- (1) 質問書の受付及び回答
ア 提出書類 質問書（様式 2）
イ 提出期限 令和 2 年 6 月 17 日（水）～令和 2 年 6 月 23 日（火）
午後 3 時 00 分まで
ウ 提出先 電子メール（ sangyo@town.taka.lg.jp ）へ提出すること。
※質問書を送信した後は、担当窓口へ電話によりその旨を連絡すること。電話による質問は受け付けない。
(2) 質問への回答
ア 回答日 令和 2 年 6 月 25 日（木）
イ 回答方法 提出された全ての質問及びその回答を、参加表明書の提出者全員に電子メールで通知する。（質問者名は非公開）

10. 企画提案書等の提出

本業務のプロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類
ア 企画提案書提出届（様式 3）
イ 会社概要
任意様式で、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員数、業務内容等が分かる最新のものとする。
ウ 業務実施体制（様式 4）
業務の実施体制、分担業務の内容について記入する。
エ 予定管理責任者の経歴等（様式 5）
予定管理責任者の実務経験年数や資格、主な実績を記入する。
オ 業務実績（様式 6）
業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付する。
カ 企画提案書
任意様式で、別紙「多可町森林・林業ビジョン策定業務特記仕様書」の業務内容に沿って作成する。
キ 業務工程表
任意様式で、別紙「多可町森林・林業ビジョン策定業務特記仕様書」の業務内容に沿って、令和 2 年 7 月 27 日から着手するものとして作成する。
ク 見積書
任意様式で、別紙「多可町森林・林業ビジョン策定業務特記仕様書」の業務内

容に沿って、内訳書を含んだ見積を作成し、宛名は多可町長とし、事業者代表等を記載する。

また、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載(委託料上限額（消費税込）を超えた見積金額は記載できない。)する。

ケ 契約書の写し等

業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付する。

コ 資格登録証の写し

予定管理責任者の資格登録証の写しを添付する。

(2) 提出部数

前記(1)のア（正本1部）・イ（1部）・ウからキまで（10部）
ク・ケ・コ（各1部）

(3) 任意様式 企画提案書のみA3サイズで2枚以内、その他任意様式及び添付書類（作成済みのパンフレット等を除く。）はA4サイズで統一して作成すること。

(4) 提出期限 令和2年6月30日（火）～令和2年7月13日（月）午後5時00分まで
(閉庁日を除く。)

(5) 提出方法 持参または郵便（簡易書留に限る。）ただし、郵便の場合は、提出期限までに必着のこと。

※参加表明後に参加辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

(6) 提出先 多可町役場産業振興課

(7) その他 企画提案書等には、見やすい工夫をすること。

11. 受託候補者（最優秀提案者）の選定方法等

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) 審査方法

審査に当たっては、本町職員等で構成する選定委員会で「審査基準」に基づき、書類審査、プレゼンテーション、質疑応答を行い、受託候補者を選定する。

(3) 審査詳細

ア 実施日

令和2年7月21日(火)、実施場所及び実施時間については、別途通知する。

イ 実施方法

- ① 事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分以内、企画提案書等に関する質疑応答10分程度）とする。
- ② 配置予定管理責任者は、必ず出席すること。
- ③ 提出された資料をもとにプレゼンテーションを行い、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。
- ④ プロジェクター本体、スクリーン、接続ケーブル及び延長コードは、町が用意するが、パソコン、その他必要な機器は、参加事業者が用意すること。

ウ 選定方法

- ① 「審査基準」に基づき、企画提案書等の内容を評価項目ごとに審査し、評価の最高得点者を受託候補者（最優秀提案者）として選定する。
- ② 参加事業者が1社のみの場合においても、提出書類及びプレゼンテーションによる審査のうえ、妥当であると判断された場合は、受託者候補として決定する。

エ 審査結果

審査結果は、令和2年7月22日(水)予定で、参加事業者に対し、記載された電子メール及び文書で通知する。また、多可町ホームページにおいて公表する。
なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

12. 契約の締結

- (1) 前記11の(3)のウにより、本業務の受託候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他理由で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。
- (2) 企画提案内容が、そのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容は町との協議により決定する。
- (3) 多可町財務規則に定める随意契約の手続きにより委託契約を締結し、契約書を取り交わす。

13. 留意事項

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 第三者の著作権を侵害する提案があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 見積額が委託料上限額を超える場合
- カ その他町が不適当と認めた場合

- (2) 企画提案書等の著作権については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
 - イ 町は、公募型プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。
- (3) 本業務の公募型プロポーザルに関し、提出された書類は、受託候補者選定以外の目的には無断で使用しない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、各提案者が負う。
- (5) 本業務の公募型プロポーザルに係る一切の費用は、全て各提案者の負担とする。
- (6) 提出された参加表明書、企画提案書等は、返却しない。
- (7) 審査の経緯及び内容等に関する問合せや選定に対する異議申立ては、一切受け付けない。